

# 生物多様性法

## 第1章

### 総則

(抄訳)

#### 第1条

- (1) 本法は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連し、国家、地方自治体、法人及び自然人の間の関係性について定める。
- (2) 「生物多様性」とは、自然の生息環境、自然の群集、及びそれらの生息地におけるあらゆる形態のすべての生物の多様性、並びに生態系及び生態系内の活動における多様性をいう。
- (3) 生物の多様性は国益の一部を成すものであり、生物の多様性の保全は中央政府、地方自治体当局、及び国民の優先事項及び義務である。

#### 第2条

本法は、以下の目的を有する：

1. (改正、SG No. 94/2007) ブルガリア共和国及び欧州における代表的な自然の生息地の類型、及び国家生態系ネットワーク内に存在する絶滅のおそれのある、希少な、及び固有の植物、動物、菌類の種の生息地の保全；
2. ブルガリア共和国において保護されている、並びに利用及び取引の対象となる、植物種、動物種、及び真菌類の植物、動物、及び菌類の種の保全；
3. 遺伝資源、並びに植物種及び動物種の多様性の生息域外保全；
4. 外来種の導入及び固有の植物種及び動物種の野生復帰について定める；
5. 絶滅のおそれのある野生植物種の標本の取引について定める；

(中略)

#### 第17条

(改正、SG No. 88/2005)

原文タイトル: Biological Diversity Act(State Gazette No. 77/9.08.2002, last amended, SG No. 58/18.07.2017, effective 18.07.2017)  
(Courtesy translation)

原文リンク: [https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/COE4D846-4D94-755A-8556-E67261927A21/attachments/BIOLOGICAL\\_DIVERSITY\\_ACT\\_2017.pdf](https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/COE4D846-4D94-755A-8556-E67261927A21/attachments/BIOLOGICAL_DIVERSITY_ACT_2017.pdf)

(最終アクセス日: 平成 30 年 2 月 20 日)

第12条(6)及び第16条(4)に言及する政令は国家官報において公布するものとする。

(中略)

## 第Ⅷ節

### 植物種及び動物種の生息域外保全

#### 第58条

(1) 種の生息域外保全は以下を含むものとする。

1. (補充、SG No. 94/2007) 生態動物園、動物園又は植物園、樹木園、生きた標本のコレクション、及び保護動物種を飼育及び繁殖する施設において、管理された環境下での動物及び植物の育成及び繁殖を行う。
  2. 特別な条件下での植物及び動物の遺伝資源の保全を目的とした、種子、花粉、配偶子、胚、組織、細胞培養及びその他のコレクションの保存施設を設ける。
- (2) 上記(1)に基づく活動には、遺伝子の改変につながる技法及び手法の応用は含まれない。

#### 第59条

本法第58条(1)に基づく保全は、以下の種及びその他の分類群に対し優先的に適用されるものとする。

1. 地域、国家、又は世界的なレベルで当該種の自然の生息地が絶滅の差し迫った危機に瀕している。
2. 経済において特別な関心を有する。
3. 植物品種の野生原種又は原始的な動物の品種。
4. 野生復帰における利用に適している。
5. 科学において特別な関心を有する一固有種、遺存種等。

6. 生物の多様性の保全に関する問題において一般の関心を得ることに適している。

## 第60条

(1) 本法第58条(1)に基づく保全は、研究機関、法人及び自然人が実施することができる。

(2) 上記(1)に言及される機関及び者は、以下の義務を有するものとする。

1. 試料／種、並びにそれらの起源について文書化する。
  2. 可能な場合、試料／種を分類し印をつける。
  3. コレクションの状況、及びその飼育及び維持の手法及び技法に関する固有の特徴について情報を収集及び維持する。
  4. 種の保全及び飼育に関係する科学研究及びその他の研究（野生種の野生復帰に関連するものを含む）を企画する、又はこれに参加する。
  5. 原状回復又は野生復帰の目的で絶滅のおそれのある種の繁殖体を提供する。
  6. 交渉に応じて、栽培品種の繁殖に向けた農園及び動物の繁殖に向けた牧場を設ける目的で絶滅のおそれのある種の繁殖体を提供する。
  7. 同様の使命及び目的を有するその他の機関と情報を交換する。
  8. 一般に対しコレクションへのアクセス、及び採集された種、当該種の自然の生息地、及び生物の多様性の保全に関する情報へのアクセスを提供する。
  9. 公衆のための教育及び啓発を促進する。
  10. 本法第63条に言及される登録簿の更新及び管理に必要となる情報を提供する。
- (3)（補充、SG No. 94/2007）上記(2)に言及される義務に加え、動物園及び保護動物種を飼育及び繁殖する施設は、以下の義務を負うものとする：
1. 当該動物の生物学上、保全上、及び繁殖上の条件を満たす環境下で動物を飼育する；

2. 適切な囲いの中で、種に応じて環境を整える；
3. 畜産において高い基準を維持し、予防的及び治療的な獣医医療及び栄養を提供する；
4. 固有種に対する生態学的な脅威を回避するため、動物が逃げ出すことを防止するうえで必要な措置を講じる。

## 第61条

- (1) (補充、SG No. 94/2007) 動物園及び保護動物種を飼育及び繁殖する施設が動物を飼育するうえでの最低要件及び条件は、環境・水資源大臣により発令された条例において定められる。
- (2) 第122条(1)の項目3に言及される強制措置が適用される場合、環境・水資源省は、動物を本法第60条(2)及び(3)に基づく別の動物園又は上記(1)に言及する規則に定める条件を確保する施設に配置するよう命じる。

## 第62条

- (1)動物園は、環境・水資源省により付与された許可証に基づき、環境・水資源大臣の定めた規則に準じて設定された条件及び手続に従い運営すること。
- (2)上記(1)に言及される許可証は、本法第60条(2)及び(3)の要件及び本法第61条(1)に言及される規則の要件を遵守する場合のみ付与されるものとする。
- (3)いかなる動物園による許可証未取得での営業又は許可証が付与された要件及び条件に対する違反が確認された場合も、環境・水資源大臣は：
  - 1.対応措置を規定し、当該期間内に要件を遵守すべき2年を超えない期限を決定する、及び／又は
  - 2.本法122条(1)の項目3に言及される強制措置を科する。
- (4)上記(1)の項目3に基づき決定された期限までに規定事項が遵守されない場合、環境・水資源大臣は、第122条(1)の項目3及び／又は項目4に言及される強制措置を科する。

## 第62条a

(新規、SG No. 88/2005、補充、SG No. 94/2007、改正、SG No. 80/2009、SG No. 58/2017、2017年7月18日発効)

環境・水資源大臣及び農業・食料・森林大臣は、国家官報で公布される政令により、人間に害を及ぼす又は家庭で飼うことに適さない、及び世界的に保全が問題視されている絶滅のおそれのある種の野生動物の固有種又は導入種について、輸入、及び動物園、保護動物種を飼育及び繁殖する施設、及び救済施設以外での繁殖、飼育を禁ずる。

## 第62条b

(新規、SG No. 94/2007)

保護動物種を飼育及び繁殖するあらゆる施設は、環境・水資源省への登録を行う対象となる。

## 第63条

(1)環境・水資源省は、ブルガリア又は外来の動植物種の野生種のコレクションを保有及び維持する機関及び者の登録簿を管理するものとする。

(2) (改正、SG No. 58/2017、2017年7月18日発効) 農業・食料・森林大臣は、ブルガリア又は外来の動植物種のうち野生の高木及び低木の種又は狩猟鳥獣種のコレクションを保有及び維持する機関及び者の公式な登録簿を管理するものとする。

## 第64条

閣僚理事会の規則により指定される「国家コレクション」の作成及び維持に特化した機関は、以下を行うものとする：

1. 遺伝資源に関連する国内又は海外のプログラムに基づく活動を実施及び／又は調整する；
2. コレクションは、栽培植物又は原始的な種の近縁野生種及び／又は種、変種、品種、形態、系統がもたらす重要な多様性により戦略的な資源の一部となる種を含む、世界の動植物種における分類学上の重要な多様性の保全及び維持を図るものであり、これにはブルガリア共和国の担う国際的な義

務に関連する、地域を起源とするそれ及び／又は指標種が含まれる。

## 第65条

コレクションの拡充、維持及び整備に関する条件及び手続は、当該コレクションが自然人にかかる場合を除き、本法第60条(1)に言及される機関及び法人の長が発行する規則により設定されるものとする。

## 第66条

(1)ブルガリア共和国の自然の動植物種に由来する遺伝資源は、国が所有するものとする。

(2)資源へのアクセスは、本法の規定を遵守して提供する、及び、特許権及びその他の知的所有権の対象となる場合、当該分野に特化した法令の規定を遵守して提供するものとする。

(3)以下を含む互恵的な条件に基づく遺伝資源の移転から生ずる利益の配分の条件及び方法に関する書面による事前の合意に基づき、利用を目的として当該遺伝資源を提供することができる：

1. 素材の自然の起源を明記する；
2. 利用者は、当該資源から取得した、当該資源に関連する、又は当該資源に派生する研究及び技術に関する結果を提供する；
3. 素材の利用、及び派生物の利用、又は商業目的の研究のために取得された資源の一部分を修復する；
4. 共同科学研究への参加。

(4)遺伝資源が非商業目的、即ち科学研究、教育、生物の多様性の保全、又は公衆衛生のために利用される場合、当該遺伝資源の無償での提供について合意することができる。

(5)第三者への素材の提供は、上記(2)、(3)、及び(4)の規定を遵守した、所有者の書面による同意を必要とする。

(6)遺伝資源へのアクセスの提供に関する条件及び手続は、閣僚理事会の採択した規則により設定されるものとする。

(中略)

## 第7章

### 行政上の強制措置及び

### 行政罰に関する規定

(表題改正、SG No. 88/2005)

## 第2節

### 行政上の違反及び制裁

#### 第124条

(改正、SG No. 88/2005)

- (1) 本法第12条(6)、第19条、及び第29条に規定する手続に従い設定された禁止及び制限事項に対するいかなる違反、並びに本法第42条に言及される政令により指定される体制及び条件のいかなる不遵守も、これが自然人による場合には100ブルガリア・レフ若しくは100ブルガリア・レフを超え、かつ1,000ブルガリア・レフを超えない額の罰金、又はこれが法人及び個人事業主による場合には200ブルガリア・レフ若しくは200ブルガリア・レフを超え、かつ5,000ブルガリア・レフを超えない額の金銭的制裁に処せられるものとする。
- (2) 本法に準じて発行されたあらゆる許可証に指定される条件の不遵守について、当該行為がその他の行政違反を構成しない限り、これが自然人による場合には100ブルガリア・レフ若しくは100ブルガリア・レフを超え、かつ2,000ブルガリア・レフを超えない額の罰金、又はこれが法人及び個人事業主による場合には300ブルガリア・レフ若しくは300ブルガリア・レフを超え、かつ6,000ブルガリア・レフを超えない額の金銭的制裁に処せられるものとする。
- (3) 本法第122条に言及される行政上の強制措置の不遵守について、これが自然人による場合には100ブルガリア・レフ若しくは100ブルガリア・レフを超え、かつ1,000ブルガリア・レフを超えない額の罰金、又はこれが法人及び個人

事業主による場合には200ブルガリア・レフ若しくは200ブルガリア・レフをこえ、かつ5,000ブルガリア・レフを超えない額の金銭的制裁に処せられるものとする。

## 第125条

(改正、SG No. 88/2005)

(1) 本法第38条、第39条(1)、第40条、第41条(3)、第44条、第46条、第47条(1)、第60条(2)及び(3)、第100条、第102条(1)、及び第111条に対するいかなる違反も、これが自然人による場合には100ブルガリア・レフ若しくは100ブルガリア・レフを超え、かつ5,000ブルガリア・レフを超えない額の罰金、又はこれが法人及び個人事業主による場合には500ブルガリア・レフ若しくは200ブルガリア・レフを超え、かつ10,000ブルガリア・レフを超えない額の金銭的制裁に処せられるものとする。

(2) 許可証を持つ猟師で、狩猟を行う際に第38条、第41条(3)、及び第44条に基づく違反を犯したいかなる者も、上記(1)に規定する罰金に処せられ、1年から2年の期間にわたり狩猟を行う権利を剥奪されるものとする。

(3) 上記(2)に該当する事案について、世界的に又は欧州全域において保全が問題視されている絶滅のおそれのある種に関連して違反が犯された場合、狩猟を行う権利の剥奪期間を3年とする。

(4) 第38条、第41条(3)、第44条、及び第46条に基づく違反について、当該違反が保全に関する特別区域で犯された場合、又は世界的に保全が問題視されている絶滅のおそれのある種に影響を及ぼす場合、上記(1)に規定する罰金の倍の額を科する。

## 第126条

(補充、SG No. 88/2005)

本法第62条a及び第67条(4)に違反する第62条(1)に基づく許可証未取得の営業、又は第67条(3)及び第68条(2)に基づく無許可の活動について、これが自然人による場合には1,000ブルガリア・レフ若しくは1,000ブルガリア・レフを超え、かつ10,000ブルガリア・レフを超えない額の罰金、又はこれが法人及び個人事業主による場合には2,000ブルガリア・レフ若しくは2,000ブルガリア・レ

フを超え、かつ25,000ブルガリア・レフを超えない額の金銭的制裁に処せられるものとする。

## 第127条

(改正、SG No. 94/2007)

(1) 規則338/97第16条の項目「b」、「c」、「d」及び「e」に基づくいかなる違反も、これが自然人による場合には700ブルガリア・レフ若しくは700ブルガリア・レフを超え、かつ4,000ブルガリア・レフを超えない額の罰金、又はこれが法人及び個人事業主による場合には1,500ブルガリア・レフ若しくは1,500ブルガリア・レフを超え、かつ10,000ブルガリア・レフを超えない額の金銭的制裁に処せられるものとする。

(2) 規則338/97第16条の項目「k」、「l」及び「m」に基づくいかなる違反も、これが自然人による場合には1,000ブルガリア・レフ若しくは1,000ブルガリア・レフを超え、かつ6,000ブルガリア・レフを超えない額の罰金、又はこれが法人及び個人事業主による場合には2,500ブルガリア・レフ若しくは2,500ブルガリア・レフを超え、かつ12,000ブルガリア・レフを超えない額の金銭的制裁に処せられるものとする。

(3) 規則338/97第16条の項目「a」、「f」、「g」、「h」、「i」及び「j」に該当するいかなる活動も、これが自然人による場合には2,000ブルガリア・レフ若しくは2,000ブルガリア・レフを超え、かつ10,000ブルガリア・レフを超えない額の罰金、又はこれが法人及び個人事業主による場合には5,000ブルガリア・レフ若しくは5,000ブルガリア・レフを超え、かつ30,000ブルガリア・レフを超えない額の金銭的制裁に処せられるものとする。

## 第127条a

(新規、SG No. 101/2015、2005年12月22日発効)

規則(EU) No. 511/2014第115条第1項並びに第118条第2項及び第3項に基づく権限のある当局に対する情報提供について、意図的に情報を提供しない場合、又は第4条及び第7条に基づく虚偽の情報を提供した場合、これが自然人による場合には1,000ブルガリア・レフ以上6,000ブルガリア・レフ以下の罰金に処せられ、これが法人及び個人事業主による場合には5,000ブルガリア・レフ以上20,000ブルガリア・レフ以下の金銭的制裁に処せられるものとする。

## 第127条b

(新規、SG No. 101/2015、2015年12月22日発効)

(1) 規則(EU) No. 1143/2014第7条第1項の項目「b」、「c」、「d」、「e」、「f」及び「g」に基づくいかなる違反も、これが自然人による場合には1,000ブルガリア・レフ以上6,000ブルガリア・レフ以下の罰金、又はこれが法人及び個人事業主による場合には5,000ブルガリア・レフ以上20,000ブルガリア・レフ以下の金銭的制裁に処せられるものとする。

(2) 規則(EU) No. 1143/2014第7条第1項の項目「a」及び「h」に基づくいかなる違反も、これが自然人による場合には1,500ブルガリア・レフ以上8,000ブルガリア・レフ以下の罰金、又はこれが法人及び個人事業主による場合には8,000ブルガリア・レフ以上25,000ブルガリア・レフ以下の金銭的制裁に処せられるものとする。

(3) 規則(EU) No. 1143/2014第6条第2項及び第3項に基づく許可証の要件に対するいかなる違反も、これが自然人による場合には800ブルガリア・レフ以上5,000ブルガリア・レフ以下の罰金、又はこれが法人及び個人事業主による場合には6,000ブルガリア・レフ以上20,000ブルガリア・レフ以下の金銭的制裁に処せられるものとする。

## 第128条

(改正、SG No. 88/2005、SG No. 94/2007)

本法第41条a(2)、第92条(1)、第102条(4)、及び第102条b(5)に対するいかなる違反も、これが自然人による場合には50ブルガリア・レフ若しくは50ブルガリア・レフを超え、かつ2,000ブルガリア・レフを超えない額の罰金、又はこれが法人及び個人事業主による場合には100ブルガリア・レフ又は100ブルガリア・レフを超え、かつ5,000ブルガリア・レフを超えない額の金銭的制裁に処せられるものとする。

## 第128条a

(新規、SG No. 88/2005、補充、SG No. 94/2007、SG No. 62/2010、2010年8月10日発効)

本法第43条a(1)、(2)及び(3)、第73条(2)、第90条(1)、第102条(2)、第102条a(1)及び(2)、及び第119条(2)に対するいかなる違反も、これが自然人による場合には500ブルガリア・レフ若しくは500ブルガリア・レフを超え、かつ10,000ブルガリア・レフを超えない額の罰金、又はこれが法人及び個人事業主による場合には1,000ブルガリア・レフ又は1,000ブルガリア・レフを超え、かつ20,000ブルガリア・レフを超えない額の金銭的制裁に処せられるものとする。

## 第128条b

(新規、SG No. 88/2005)

(1) (改正、SG No. 52/2007) 本法第31条(14)に対するいかなる違反も、これが自然人による場合には500ブルガリア・レフ若しくは500ブルガリア・レフを超え、かつ10,000ブルガリア・レフを超えない額の罰金、又はこれが法人及び個人事業主による場合には1,000ブルガリア・レフ又は1,000ブルガリア・レフを超え、かつ20,000ブルガリア・レフを超えない額の金銭的制裁に処せられるものとする。

(2) (改正、SG No. 52/2007、SG No. 32/2012、2012年4月24日発効) 本法第31条(14)及び(17)に対するいかなる違反も、これが官吏による場合には1,000ブルガリア・レフ又は1,000ブルガリア・レフを超え、かつ5,000ブルガリア・レフを超えない額の金銭的制裁に処せられるものとする。

## 第128条c

(新規、SG No. 88/2005、補充、SG No. 94/2007、修正、SG No. 101/2015、2015年12月22日発効)

本法、規則338/97、規則(EC) No. 865/2006、規則(EU) No. 511/2014、及び規則(EU) No. 1143/2014に対するいかなる違反も、当該違反が犯罪を構成しない場合、これが自然人による場合には50ブルガリア・レフ若しくは50ブルガリア・レフを超え、かつ2,000ブルガリア・レフを超えない額の罰金、又はこれが法人及び個人事業主による場合には100ブルガリア・レフ又は100ブルガリア・レフを超え、かつ5,000ブルガリア・レフを超えない額の金銭的制裁に処せられるものとする。

## 第129条

- (1) (補充、SG No. 88/2005、SG No. 94/2007) 生きている動物及び植物を含む、違反の対象となるいかなる有体動産、及び違反行為に供されたいかなる有体動産も、その所有者に関わらず押収されるものとする。
- (2) (改正、SG No. 105/2005) 上記(1)に言及されるいかなる有体動産の売却も、税及び社会保険にかかる手続に関する法律に定める手続に従って行うものとする。
- (3) 新規、SG No. 88/2005、改正、SG No. 94/2007、SG No. 101/2015、2015年12月22日発効) 本法第37条に言及され、規則(EC) 338/97附属書Aに列記されている種の標本が国の主張に基づき没収された場合、及び第70条項目2に基づく種の標本について違反が行われた場合、当該標本に上記(2)は適用されないものとする。当該事案においては、それぞれの場合に応じ、第39条(2)及び(3)、又は第4章の第4節に準じて処分を行う。

## 第129条a

(新規、SG No. 88/2005)

- (1) 附属書3に列記されている特定の植物及び動物の種に損害を与えた場合、責任のある者はこれを賠償する。
- (2) 当該の賠償額は閣僚理事会の推奨する料金に応じて決定される。

## 第130条

- (1) (改正、SG No. 88/2005、SG No. 80/2009、SG No. 58/2017、2017年7月18日発効) 本法第124条(1)、(3)、及び第125条、並びに第128条bに基づくいかなる違反についても、環境・水資源大臣又は森林担当庁の局長、又は地区の知事又は市町村長により指定された官吏の作成した記述によりこれを確定する。罰則に関する政令は、それぞれ、環境・水資源大臣、農業・食料・森林大臣、地区の知事、若しくは市町村長又は上記人物に承認された者が発行するものとする。
- (2) (新規、SG No. 88/2005) 本法第124条(2)に基づくいかなる違反についても、許可証を発行した当局により指定された官吏の作成した記述によりこれを確定し、罰則に関する政令は許可証を発行した関係当局又は当該当局に承認さ

れた者が発行するものとする。

(3) ((2)から番号変更、SG No. 88/2005、改正、SG No. 80/2009、SG No. 58/2017、2017年7月18日発効) 本法第126条に基づくいかなる違反についても、環境・水資源大臣又は森林担当庁の局長により指定された官吏の作成した記述によりこれを確定し、罰則に関する政令はそれぞれ、環境・水資源大臣、農業・食料・森林大臣、又は上記人物に指定された者が発行するものとする。

(4) ((3)から番号変更、修正及び補充、SG No. 88/2005) 本法第127条、128条、128条a、及び128条bに基づくいかなる違反についても、環境・水資源大臣により指定された官吏の作成した記述によりこれを確定し、罰則に関する政令は環境・水資源大臣又は当該大臣に指定された者が発行する。

(5) ((4)から番号変更、SG No. 88/2005) 違反の確定、及び罰則に関する政令の発行、これに対する申立て、並びにこれの執行に際しては、行政違反及び制裁に関する法律の定める手続に従う。

(6) (新規、SG No. 88/2005、改正、SG No. 80/2009) 第125条(2)及び(3)の規定に従い罰が科された場合、当該罰則に関する政令を発行した当局は、政令の発効日から3日以内に森林担当庁に対しその旨を通知する責任を負うものとする。

(7) (新規、SG No. 88/2005、取消、SG No. 77/2012、2012年10月9日発効)

(後略)

以上